

令和5年2月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和5年2月10日（金）午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番（代理）田中 輝勇 推進委員 3番 棒引 昭治

4番 中嶋 正行 5番 福嶋 隆 6番（代理）丸屋 弘吉 推進委員

7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明 9番 田中 壽一 10番 青木 登

11番 日下 崇 12番 玉置 伸 13番 上森 力 14番 山本 敏夫

15番 高田 幸安 16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司 18番 松本 平男

19番 峯園 五郎

欠席者 2番 鈴木 明 6番 更井 寛司

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 井戸克典

会議録署名委員 12番 玉置 伸 13番 上森 力

議 長 皆さん、こんにちは。先月の下旬には、大変な大雪で高速道路も止まるとい  
うようなこともあり、大変心配しましたけれども、何とか持ち直してき  
ているようで、非常に雨も少ないような傾向で、梅の花もいつ咲き出すの  
かと心配していたんですけれども、ようやくここらに来てチラホラと咲き  
始めて、五分咲きのようなどころもあるようでございますので、安心して  
おるわけですが、なかなか梅の動きもまだまだ鈍いということで、梅  
を漬けた方は全部出ている人が少ないような感じであります。私もまだ持  
ってるような次第でございます。今日は一つ審議の方よろしくお願いた  
いと思います。それでは最初に、農業振興課の方から連絡事項があります  
ので、説明の方よろしくお願ひします。

農振課 山崎 田辺市農地保全対策事業について説明

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見、ご質問ござ  
いませつか。

（なしの声）

議 長 ないようですので、それでは、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催  
いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明を  
お願ひします。

農振課 南山 田辺農業振興地域整備計画変更申請について説明いたします。1番、〇〇  
〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1, 143㎡、地  
目は登記簿が田、現況が休耕畑、申請の理由は農地です。2番、〇〇〇、  
〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は441㎡、地目は登記  
簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地  
の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は725㎡、他3筆、合計1,233㎡、  
地目は登記簿が山林、現況が畑、申請の理由は農地です。以上3件、編入  
合計2,817㎡です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字  
〇〇〇〇、面積は961㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は分  
譲住宅です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、  
面積は727㎡、他1筆、合計1,331㎡、地目は登記簿、現況共に田、

申請の理由は分譲住宅です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は536㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は分譲住宅です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は343㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は駐車場用地・資材置場です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は818㎡、他2筆、合計1,146㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は24㎡、他3筆、合計870.80㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は一般住宅です。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は661㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は一般住宅です。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は341㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は一般住宅です。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は387㎡、他1筆、合計722㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は資材置場です。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は358㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は456㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は駐車場用地・資材置場です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入3件、編入合計は2,817㎡、除外11件、除外合計は7,725.80㎡、総計は4,908.80㎡です。

続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は568㎡、他11筆、合計4,700.28㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計は4,700.28㎡、総計は4,700.28㎡です。

続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,788㎡、他1筆、合計7,173㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は4,552㎡、他3筆、合計5,869㎡、地目は登記簿が山林、現況が畑、申請の理由は農地です。以上2件、編入合計13,042㎡です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、編入2件、編入合計は13,042㎡、総計は13,042㎡です。

続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は719㎡、他5筆、合計2,929㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は農地です。以上1件、編入合計2,929㎡です。大塔農業振興地域整備計画変更申請、編入1件、編入合計は2,929㎡、総計は2,929㎡です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、田辺農業振興地域整備計画変更申請から、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ありません。

議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4番、5番、6番、異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。7番、8番、9番、異議ございません。
議	長	はい、10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。10番について、異議ございません。
議	長	はい、11番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。宅地ということで異議ございません。12番も異議ございません。13番も娘さんの住宅ということで異議ございません。
議	長	はい、14番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請、14件について異議なしのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、龍神農業振興地域整備計画変更申請、1件について異議なしのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番、2番、異議ありません。
議	長	はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請、2件について異議なしのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、大塔農業振興地域整備計画変更申請、1件について異議なしのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、農用地利用集積計画の合意解約の報告について、事務局から説明をお願いします。
農振課	山崎	それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、456㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和5年1月10日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、975㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇

○、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和5年1月19日です。以上、合意解約の報告です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の合意解約について、ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ご報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定及び利用権の変更について、事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、478㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間5,000円、口座払い、期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、763㎡、他1筆、合計1,308㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和5年3月1日から令和12年2月28日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、443㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米1斗、持参払い、期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、956㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米2斗、持参払い、期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、694㎡、他1筆、合計1,671㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間米3斗、持参払い、期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、391㎡、他2筆、合計2,430㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間米5斗、持参払い、期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、839㎡、他12筆、合計7,370㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん、期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,312の内1,252.07㎡、他2筆、合計4,459.07㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和5年3月1日から令和11年2月28日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,454㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、891㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,232㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、210㎡、他1筆、合計431㎡、

貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年3月1日から令和9年12月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、684㎡、他1筆、合計1,392㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、654㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、863㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、557㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日の新規です。合計16件、36筆、27,589.07㎡、貸し手16名、借り手4名です。続きまして利用権の変更について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、902㎡、他1筆、合計1,649㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、全体で年間14,100円、持参払い、期間は令和2年6月1日から令和7年5月31日の更新でしたが、利用権の種類を賃貸借、全体で年間14,100円、持参払いから使用貸借に変更しています。以上利用権の設定16件、利用権の変更1件、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定、及び変更について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新なので異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番から6番まで、異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。息子さんが借りるということで異議ございません。11番も同じ人です。異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番、13番、異議ございません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、15番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。15番、16番、異議ございません。

議 長 はい、利用権の変更の1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、利用権の設定16件、利用権の変更1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法等に係る議案は終了いたしました。南山君、山崎君、ありがとうございました。

(農振課 南山、山崎退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2番鈴木明委員さん、6番更井寛司委員さんより欠席の届けが出てございます。鈴木さんに代わりまして田中推進委員さんが、更井さんに代わりまして丸屋推進新委員さんが来てくれています。よろしくお祈いします。本日の会議録署名委員に、12番玉置伸委員さん、13番上森力委員さんよろしくお祈いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

井戸 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は403㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は134㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は10,327㎡、他10筆、合計12,137.59㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は84㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は729㎡、他13筆、合計4,634.47㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上5件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお祈い申しあげます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番から。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんという方が亡くなられて大分経つんですけども、農地の後を引き受ける相続人がなかったんで、売買するということ

で異議ありません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上5件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は37㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は進入路、37㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成29年6月6日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2月8日に〇〇〇〇委員さん、事務局長、係長と4人で現地調査に行ってまいりました。4条1件、5条5件、2条3件の合計9件です。では4条申請について報告します。申請場所は〇〇〇〇より北へ約1.1kmにあり、現況は休耕田です。転用理由ですけれども、申請人は建設業を営んでおり、手持ちの資材置場が手狭となっていることから、当該地を資材置場用地への進入路として転用するものです。なおこの案件は、次の5条の1番の案件と一体のものです。転用内容としては、進入路、切土盛土はなしで、排水については、雨水は自然浸透及び隣接する東側の側溝に放流することです。隣接状況ですけれども、隣接農地の同意もあり、また水利組合の同意もあり、特に問題ないと思われれます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。調査員さんの言う通りで異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は19㎡、他3筆、合計233㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場、233㎡、着工日、工事期



間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成29年6月6日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は731㎡、他1筆、合計864㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟、168.04㎡、道路・庭等695.96㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は〇〇〇〇は昭和63年9月9日抜き、〇〇〇〇は令和4年10月14日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が畑一部雑種地、面積は387㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅干場、387㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は宅地と山林に囲まれた小集団の農地であるため、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が畑一部宅地、面積は1,320㎡、他1筆、合計1,330㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅干場・駐車場(3台)、1,330㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は宅地と山林に囲まれた小集団の農地であるため、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は518㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場(12台)、518㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は河川と宅地に囲まれた小集団の農地であるため、第2種農地です。以上5件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5条申請について報告します。1番、申請場所は先ほど4条で出てきた場所と一緒にあります。現況は休耕田です。転用理由ですけれども、申請地は先程の4条案件の進入路用地に隣接している農地で、高齢のため農業を継続することが困難となっている、譲渡人との話がまとまり、資材置場用地として転用するものです。転用内容は資材置場、切土盛土はなし、排水については、雨水は自然浸透及び隣接する東側の側溝に放流することです。隣接状況ですけれども、隣接農地の同意もあり、また水利組合の同意もあります。2番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約100mにあり、現況は畑です。転用理由ですけれども、譲渡人は高齢のため、農地の管理が困難となっていたところ、この度、土木建築業を営む譲受人との話がまとまり、分譲住宅地として転用するものです。転用内容は分譲住宅(3棟)、

盛土は50cm、排水については、合併処理後、雨水とともに南側新設側溝を經由し、西側の市道側溝に放流するとのことです。隣接状況ですけれども、隣接農地の同意もあり、また水利組合の同意もあります。3番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約200mにあり、現況は畑と雑種地です。転用理由ですけれども、譲渡人の不動産を売却するため、近隣で農業に従事している譲受人との話がまとまり、梅干場用地として転用するものです。転用内容は梅干場、切土盛土はなし、排水については、雨水は自然浸透とするとのことです。隣接状況ですけれども、隣接農地の同意もあり、また水利組合の同意もあります。それからこの案件については、始末書がついております。内容は、農地法について十分理解していなかったため、許可を得ずに梅干場として利用していました。今後このような事がないよう厳重に注意しますので、今回だけは何卒寛大なる御配慮をお願いします。とのことです。4番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約100mにあり、現況は畑と宅地です。転用理由ですけれども、譲渡人の不動産を売却するため、近隣で農業に従事している譲受人との話がまとまり、梅干場と駐車場用地として転用するものです。転用内容は梅干場と駐車場(3台)、切土盛土はなし、排水については、雨水は自然浸透とするとのことです。隣接状況ですけれども、隣接農地の同意もあり、また水利組合の同意もあります。それからこの案件についても、始末書がついております。内容は、農地法について十分理解していなかったため、許可を得ずに作業小屋を建てて利用していました。今後このような事がないよう厳重に注意しますので、今回だけは何卒寛大なる御配慮をお願いします。とのことです。5番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約100mにあり、現況は休耕畑です。転用理由ですけれども、譲渡人は県外在住で、農地の管理が困難となっていたところ、この度、自動車整備業を営む譲受人との話がまとまり、来客用等の駐車場用地として転用するものです。転用内容は駐車場(12台)、切土盛土はなし、排水については、雨水は自然浸透とするとのことです。隣接状況ですけれども、隣接農地の同意もあり、また水利組合の同意もあります。以上5つの案件ですけれども、特に問題はなく許可相当と考えます。以上です。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。2番について、異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3番、4番、異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5番、異議ございません。
議	長	はい、議案第3号農地法第5条申請5件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明を

松平 係長 お願いします。  
 6ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が宅地、面積は317㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成10年に倉庫を建築し、現在に至っています。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は66㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成9年頃に亡き父が農業用の倉庫2棟を建築し、現在に至っています。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が道路、面積は39㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、昭和50年に隣接する宅地の進入路として利用され、現在に至っています。以上3件、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の案件ですが、申請場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇より南西へ約200mにあり、農舎が建っておりました。非農地となった経緯、理由としましては、申請地は、平成10年に倉庫を建築し、現在に至っていますということです。近隣の住民や地元農業委員の証明もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は、〇〇〇〇より北西へ約500mにあり、現在小さい小屋が2棟建っております。非農地となった経緯、理由としましては、申請地は、平成9年頃に、亡き父が農業用の倉庫2棟を建築し、現在に至っていますということです。近隣の住民や地元農業委員の証明もあり、問題ないと思います。3番、申請場所は、〇〇〇〇より南東へ約200mにあり、現況は道路です。非農地となった経緯、理由としましては、申請地は、昭和50年に、隣接する宅地への進入路として利用され、現在に至っていますということです。近隣の住民や地元農業委員の証明もあり、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この場所は私の家の近くで、私も宅地だと思い込んでたけど、農地で残っていたということですので、申請どおり異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。調査員さんの報告通りで異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。只今、委員さんから報告があったとおりです。異議ございません。

議 長 はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願3件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は

- 登記簿、現況共に畑、面積は2, 851㎡、他1筆、合計3, 235㎡、  
 売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和5  
 年1月15日、価格は300万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇  
 〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、  
 地目は登記簿、現況共に畑、面積は6.61㎡、他1筆、合計1,215.  
 61㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日  
 は令和5年1月15日、価格は600万円です。あっせん委員は〇〇〇〇  
 委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上2件、ご報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦労様でした。只今の報  
 告についてあっせんの顛末をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番のあっせん成立について報告します。1月15日に  
 売渡人宅において、売渡人、買受人、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の  
 5人で話し合いを行った結果、売渡人の希望価格300万円で成立いたし  
 ました。後継者がなく規模を縮小したい方から、後継者がありもう少し増  
 やしたい方へのあっせんです。買受人の農地が隣接しておりまして成立し  
 ました。以上です。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1月15日に買受人宅において、売渡人、買受人、〇〇  
 〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の5人で話し合いを行った結果、売渡人の希  
 望価格600万円で成立いたしました。買受人の方が地域で農業を熱心に  
 されていて、規模拡大を順調にされている方なので、今回の件も規模拡大  
 の一環で進めています。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告第1号の2件について、ご意見、  
 ご質問ございませんか。  
 (なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でご  
 ざいます。1月の県の農業会議に提出致しました5条申請2件が無事答申  
 されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了  
 しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から  
 報告があります。
- 松平 係長 農地法改正に伴い、令和5年4月1日から農地取得の下限面積要件が廃止  
 されることについて説明
- 議 長 他に何かございませんか。それでは私から少し時間をいただきたいと思  
 います。青年給付金の面接の際に聞いた短期アルバイトの募集についての話  
 をされる。他に何かございませんか。無ければこれで、長時間に亘り慎重  
 にご審議いただきましてありがとうございました。

午後3時終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 2 番 委員

1 3 番 委員

議 長